

第項八第	号二第項八第	号一第項八第					項八第	項七第							
配当等の	相手国等の 租税条約の	相手国等	管理され、 かつ、支配 されている	氏名、国籍	(同項の)	（同項の の三の二、第一項の （租税特別措置法第九条	届出書	構成員条約	第一項	第二条の五	特定配当等	次条第一項	第三国団体 配当等	を同項	
対象配当等の	係る外国 非居住者又は外国法人に 係る外国	非居住者又は外国法人に 係る外国	管理されている	氏名	（租税特別措置法第九条 の三の二、第一項の （租税特別措置法第九条	第六項の規定の適用 第六項の規定の適用	構成員届出書	特定対象配当等	第一項	第二条の五	特定配当等	次条第一項	第三国団体 配当等	を前項	
						除法第十五条第五項又は 除法第十五条第五項又は 第六項の規定の適用						外国居住者等所得相互免 除法施行規則第六条第五 項において準用する第二 条の五第一項	外国居住者等所得相互免 除法施行規則第六条第五 項において準用する第二 条の五第一項	第三国団体 配当等	第三国団体 対象配当等

項四 第

外国法人は 所得相互免除法第十八条 第二項に規定する外国法 人をいう。以下同じ。)	外国法人（外国居住者等 は、法第十八条第二項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例省令第九条の十第一項中「租税条約の規定に基づき軽減又は免除」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第一項」と、「若しくはその」とあるのは、「その事業が管理されている場所の所在地若しくはその」と、同条第三項中「第三条の四第三項」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則第七条第一項において準用する第三条の四第三項」と読み替えるものとする。
株主等償還差 益	株主等対象償還差益
令第三条第二 項	除法第十八条第二項 項

項五 第	、株主等対象償還差益
法第三条の三 第二項	法第三条の三 第二項
株主等償還差 益につき適用 される同項に 規定する租税 条約の規定が 適用を受けるこ とができる相 手国等	株主等償還差 益につき適用 される同項に 規定する租税 条約の相 手国等の権限 ある当該の当 該株主等償還 差益
除法第十八条第二項 項	除法第十八条第二項 項

項一 第	2 を同項 を前項
相手国等の権 限ある当局	相手国等の権 限ある当局
同項に規定す る免除規定に 定める	同項に規定す る免除規定に 定める
相手国等の権 限ある機関	相手国等の権 限ある機関

項一 第	号一 第
相手国居住者 等	氏名、国籍
外国居住者等 の所得に対する 権限のあ る機関	氏名
同法第十八 条第二項 項の規 定の適用	同法第十八 条第二項 項の規 定の適用

条第一項に規定する届出書等記載事項の提供について適用する。

附 則（令和三年九月一七日財務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年六月二八日総務省・財務省令第四号）

（施行期日）この省令は、令和八年一月一日から施行す

る。
(報告金融機関等による報告事項の提供に関する経過措置)

2 改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則(次項において「新規則」という)第二十一条第一項の規定は、この省令の施行の日

(以下「施行日」という)以後の各年の十二月三十一日において報告金融機関等(所得税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第八号。以下この項において「改正法」という。)第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「新法」という。)第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等をい

う。次項において同じ。)との間でその新法第四十一条の二第一項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る報告事項(同項に規定する報告事項をいう。次項において同じ。)の提供について適用し、施行日前の各年の十二月三十一日において改正法第十五条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告金融機関等との間でその同項に規定する営業所等を通じて同項に規定する特定取引を行った者が締結して同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の提供については、なお従前の例による。

関等が保有する令第六条の三第二十四項第四号に規定する特定取引データベースに当該報告対象契約に係る特定取引(令和七年十二月三十一日以前に行われたものに限る。)を行つた者に係るハ(2)に係る部分に限る。又はへに掲げる事項が記録されていない場合には、その記録されていない事項を除く。)と、同号ハ」と

3

報告金融機関等が施行日以後に新法第四十一条の二第一項の規定により報告事項(同項の規定により提供すべき期限が令和九年四月三十日及び令和十年四月三十日であるものに限る。)の提供をする場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「同号ハ」とあるのは、「場合次に掲げる事項(報告金融機